

令和6年1月29日

## 第41回 鹿沼市都市計画審議会議事録

鹿沼市都市計画審議会

## 第41回鹿沼市都市計画審議会議事録

と き：令和5年1月29日（月）

午後3時00分～午後4時15分

ところ：鹿沼市民文化センター1階大会議室

出席委員	1号委員 山島哲夫委員、竹澤靖委員、高内良介委員
	2号委員 橋本勝浩委員、駒場久和委員、鈴木毅委員、佐藤誠委員
	3号委員 塩田勉委員、中里茂委員、渡邊正祐委員代理 片庭満警備課長
	4号委員 鈴木節也委員、若林キミ委員
	(計12名)
欠席委員	長峰信明委員
	(計1名)
出席幹事	福田浩士幹事、竹澤英明幹事、関口守幹事、高村秀樹幹事
	(計4名)
事務局	小磯栄一、柏崎英一郎、山田治夫、湯沢浩、湯澤一公、塙純人、井戸圭一郎、阿久津真理、山本和弘、竹澤一樹
	(計10名)

井戸 都市計画課長補佐	<p>皆様こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>只今から、第 41 回鹿沼市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は司会を務めさせていただきます、都市計画課の井戸と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それではまず初めに資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日お配りしております「席次表」、「諮問書の写し」、「委員名簿」、「幹事及び事務局名簿」、「審議会条例」「審議会規定」です。</p> <p>また、事前にお配りしました。「次第」、「資料 1 立地適正化計画の変更について」、「資料 2 鹿沼市立地適正化計画」、「資料 3 鹿沼市立地適正化計画概要版」、「資料 4 立地適正化計画の新旧対照表」、「資料 5 これまでの経緯」です。</p> <p>不足はございませんか。</p> <p>ご確認ありがとうございます。それでは次第に沿って進めて参ります。</p> <p>開催に当たりまして、山島哲夫会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
山島会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>今日の議題は、立地適正化計画の変更についてです。これは、昨年この場で、説明があったものですが、その内容ができ上がってきましたため、それについてご審議でございます。よろしくお願ひします。</p>
井戸 都市計画課長補佐	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>本日お配りしました、都市計画審議会委員名簿をご覧ください。</p> <p>本審議会の委員につきましては、審議会条例第 2 条の規定に基づき、名簿に記載の皆様となっております。</p> <p>なお本日は、令和 5 年 2 月に開催した、前回の審議会以降着任されました、名簿の備考欄に新任と記載のある皆様をのみのご紹介とさせていただきます。</p> <p>1 号委員の鹿沼市農業委員会 会長職務代理の竹澤靖様。</p> <p>次に 2 号委員鹿沼市議會議員、橋本勝浩様。</p> <p>同じく鹿沼市議會議員、駒場久和様。</p> <p>同じく鹿沼市議會議員、佐藤誠様。</p> <p>次に 3 号委員の鹿沼土木事務所 所長、塩田努様。</p> <p>同じく上都賀農業振興事務所 所長、中里茂様。</p> <p>また新任ではございませんが、3 号鹿沼警察署長、渡辺正祐様、本日は代理といたしまして、警備課長の片庭様にご出席いただいております。</p> <p>なお、市職員で構成しております。幹事並びに事務局につきましては、名簿ど</p>

おりでございます。よろしくお願ひいたします。

本日、所用によりまして、総合政策部長の秋澤、危機管理監の星野が欠席しております。ご承知おきください。

続きまして、本日の会議の成立について、審議会条例第5条第3項に基づく、半数以上の出席が得られておりますので、成立していることをご報告いたします。

最後に公開及び傍聴について、審議会規程第11条に該当する事項はございませんので、公開となっております。

なお、現在、傍聴されている方はおりません。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は次第に記載の「立地適正化計画の変更（防災指針の追加）」についての審議1件でございます。

ここからは審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

山島会長、よろしくお願ひいたします。

山島会長

まず議事に入る前に、審議会規程第12条に基づきまして、本日の議事録署名委員2名を選出したいと思います。今回は議席番号2番の竹澤靖委員、13番の若林キミ委員、お2人にお願いします。

それでは審議に入ります。令和5年12月14日付で諮問がありました、鹿沼市立地適正化計画の変更について、事務局からご説明をお願いします。

柏崎都市計画課長

皆さんこんにちは。

都市計画課長の柏崎と申します。どうぞよろしくお願いします。着座にて失礼します。

それでは、鹿沼市立地適正化計画の変更についてご説明いたします。

説明につきましては、まず変更の背景と概要をご説明し、その後に変更する計画の詳細について説明いたします。

まず変更の背景と概要について、資料1をご覧ください。

前回、令和5年2月の審議会でご報告した内容と重複する部分もございますが、改めてご説明いたします。本市では、人口減少、超高齢社会の到来を踏まえ、コンパクトシティプラネットワークによる持続可能な都市づくりの方針として、令和3年3月に鹿沼市立地適正化計画を策定いたしました。

一方で、頻発化かつ激甚化する自然災害に対する機運の高まりを受け、立地適正化における、防災減災の方針となる「防災指針」の策定を義務付ける法律が令和2年に施行されております。

本市では、防災指針の策定につきまして、国との協議により、令和5年度まで

に位置づけることといたしました。資料裏面をご覧ください。

下段にありますとおり、国が示した検討フローに従いまして、これまで「災害リスクの分析と課題の抽出」や、「将来像、取り組み方針の検討」、さらに「具体的な取り組み」などについて、作業を行いまして、素案を作成いたしました。この素案をもとに、国や県のヒアリング、府内調整を行い、8月には審議委員の皆様からの意見聴取、及びパブリックコメントを実施いたしました。

その後、国県等の最終ヒアリングと調整作業を行いまして、今回、案として、本審議会にお諮りするものであります。

今後は2月に議会に周知し、3月中に計画の公表を予定しております。

計画案及び変更点につきましては、担当よりご説明いたします。

都市計画課都市計  
画係 竹澤主事

都市計画課の竹澤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは防災指針の内容、及び防災指針追加に伴う本体計画の変更点をご説明いたします。

説明が少々長くなりますがその点ご了承いただけますと幸いです。

それでは資料2の78ページをお開きください。

最初に、今回の鹿沼市立地適正化計画に追加を予定している第7章、「防災指針」の内容についてご説明いたします。

まず、78、79ページでは、防災指針の概要、及び鹿沼市立地適正化計画における災害ハザードについて説明をしており、国の示す「都市計画運用指針」上の取扱いと本市の取扱いについて整理しております。

続いて80ページでは、今回の分析に用いたハザード情報の一覧、及び各種データ年度等を説明しており、81ページから立地適正化計画対象区域である「宇都宮都市計画区域」を中心とした、本市における浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの各種ハザード情報の分布状況を図示して説明しております。

各ハザードの分析状況に関する説明につきましては、お時間の都合上、割愛させていただきます。

81ページから87ページが、今申し上げたとおりの分析を行っており、続いて88ページでは、87ページまで分析した災害リスクと、人口分布や建物群といった都市情報等を重ね合わせ、本市における課題をどのような視点から抽出するかを説明、整理しております。

89ページから101ページにかけて、これらの視点をもとに各種ハザードと都市情報を重ね合わせ、家屋への被害や道路寸断の危険性など、抽出された課題を図示し説明しております。

102ページから103ページでは、表及び図において、先ほど抽出された課題の整理をしております。

続いて、104ページから106ページでは、抽出された課題に対する取り組み方針

を定め、107 ページにおいて、各課題に対応する取組み方針を図示しております。

併せて、防災まちづくりの将来像として、防災上の対応方針を「公民が一体となった防災減災対策の推進による安全安心なまちづくりの実現」として整理しております。

続きまして 108 ページ、109 ページに移ります。

先ほどの取組み方針を踏まえた具体的な取組みを列挙し、ハード、ソフト別に実施主体及び取組時期について示しております。

なお、これらの取組み方針と具体的な取組みにつきましては、鹿沼市国土強靭化地域計画等、他の防災計画や国の指針などと整合を図った上で記載をしております。

続きまして、110 ページでは、本指針の進捗や効果を適切に評価するため、目標値を二つ設定しております。

目標値の設定に関しては、各時点での評価をしやすくするため、確認が容易で継続的なモニタリングが可能なものを設定いたしました。

以上が今回追加を予定している防災指針の主な内容となります。

次に鹿沼市立地適正化計画の記載内容につきまして、先ほどご説明した防災指針の追加及び各種法令の改正に伴う一部文言の修正を行いましたので、資料 4 をもとに該当部分の説明をさせていただきます。

なお、説明の際に、「居住誘導区域」と「居住促進区域」という二つの言葉を併用いたしますが、意味としては同義のものとなります。

法令等に基づき説明する際は「居住誘導区域」を、鹿沼市立地適正化計画における説明を行う際は、「居住促進区域」を用いて説明させていただきます。

まず初めに表紙につきまして、今回防災指針を令和 6 年 3 月中の追加を目指し作業を進めているところでございますので、令和 6 年 3 月一部改定の文言を追加しております。

裏面に移りまして目次部分となります。

今回、防災指針を第 7 章に追加する予定となっており、第 6 章における「頻発激甚化する自然災害の対応」の項目を削除しております。

削除内容については後段の詳細の方で説明させていただきます。

続いて資料中 4 ページの記載のあるところでございます。

立地適正化計画の位置付けに関する部分におきまして、総合計画及び総合戦略に関する記載を時点修正いたしました。内容としては、「第 7 次鹿沼市市総合計画」を「第 8 次」に、「ひとまちしごと創生総合戦略」を「第二期鹿沼市総合戦略」へと変更いたしました。

次に、11 ページ「鹿沼市の現況と課題」におきまして、鹿沼市の人口に関する分析を行っております。ページ内最下段の表でございます。市街化区域等の面積

について、新産業団地が今回追加されておりますので、それらを踏まえた値に修正いたしました。

併せて、いつ時点の情報がわかるようにデータ年度に関する情報も追記しております。

続いて計画対象区域と記載がございます、38ページに移ります。

計画対象区域を示す図において、先ほどと同様に市街化区域面積に新産業団地が含まれていない値となっておりましたので、最新の値へ修正いたしました。

また、対象区域ではありませんが、栗野都市計画区域の用途指定区域の面積について、一部誤植がございましたので修正をしております。

続いて45ページからの居住誘導区域の設定に関するページの説明をさせていただきます。

こちらでは、国の示す都市計画運用指針において、居住誘導区域どのような位置付けとなっているかが示されています。

この都市計画運用指針について、令和5年の7月に改定がありましたので、各項目を最新の内容に修正しております。

続いて、47ページについて、ご説明させていただきます。

こちらでは国の指針を踏まえ、鹿沼市立地市適正化計画における居住促進区域の設定方針を示しております。

今回、防災指針策定に伴い災害ハザードを改めて分析したところ、想定最大規模、1000年に1度の確率の降雨時、用途地域内的一部において3メートルを超える浸水が想定されるエリアが確認されましたので、今まで「最大3メートル未満」としていた表現を、「概ね3メートル未満」と変更いたしました。

併せて、今まで居住促進区域から除外するハザードとしていなかった洪水浸水想定区域について、再度検討を行った結果、浸水想定が3メートル以上となるエリアを居住促進区域から除外するものとし、同ページ内の最下行を変更いたしました。

ここで、今回の防災指針追加に伴う最も大きな変更点と考えられる「浸水深3メートル以上となる区域の居住促進区域からの除外」について、考えをご説明します。

居住誘導区域における浸水による災害リスクの検討に際しては、国の示す「立地適正化計画作成の手引き」において、「一般的な家屋の2階床下部分に相当する浸水深3メートルを超えてるかかが一つの目安」という旨が示されております。

また、「2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である」ということも示されております。

これらを踏まえ、「垂直避難が困難となる3メートル以上の浸水が想定されるエリアに居住を促すことは不適切である」と判断し、当該エリアを居住促進区域か

ら除外することとして整理いたしました。

51 ページに移ります。

こちらでは除外ハザードに、ただいまご説明した浸水深 3 メートル以上に関する記載を追記いたしました。

続いて 52 ページでは、市街化区域面積について、最新の値へ修正を行っております。

次のページ以降、53 ページ、54 ページ、58 ページ、59 ページ、62 ページまで、先ほど説明した内容と同様、浸水に関する記載の一部変更や市街化区域の面積に関する修正を行いました。

続いて 71 ページの 14 行目、都市再生特別措置法に関する記載について、法の改正がございましたので一部時点修正を行っております。

続いて 73 ページになります。

73 ページにつきましては、鹿沼市立地適正化計画の公表前に、都市再生特別措置法が改正され、今回追加を予定している「防災指針」を位置付けることとなりました。これらが計画の公表前であったため、計画中において、「令和 5 年度までに位置づけるもの」として、記載し公表したという経緯がございました。

今回、皆様に審議をしていただく防災指針を新たな 7 章として追加いたしますので、当該ページについては不要となるため削除しております。

以上で今回の立地適正化計画の変更に関する説明を終わります。

委員の皆様ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

山島会長

はい。ありがとうございました。まず質問があれば、どうぞ。

塩田委員

パブリックコメントを昨年の 8 月から実施、その後、審議会委員の意見を聴取ということで、どのような意見が出たとか、その意見に対してどういう変更があったかということについてお聞かせください。

井戸都市計画課長  
補佐

パブリックコメントは 8 月 1 日から 8 月 31 日まで実施いたしました。  
意見についてはございませんでした。

その後、12 月まで修正等をした期間ですけれども、その間は国とのヒアリングや、県とのヒアリングなどによって、内容の再確認などを実施して素案を策定しております。以上です。

橋本委員

防災指針につきまして、洪水、土砂、あと共通ということですけど、居住密集地の解消や延焼の防止対策等、火災対策として、立地適正化計画に盛り込む内容というのがわからなかつたので、書いてある場所があれば、あるいはその必要性について教えていただきたい。

井戸都市計画課長  
補佐

防災指針を位置付けることが示された国の指針の中で、土砂災害や降雨災害などが主として示されたものです。改めて火災に対する防災の指針というものは国から示されておりませんので、今回の鹿沼市の立地適正化計画の中の防災指針の中に、火災については特に位置付けておりません。

橋本委員

国から示された内容に入ってないので、指針においては入れていないということだと思いますが、立地適正化を進めて居住を促進する区域を設定する際は、必要な考え方だと思います。火災の延焼防止なり防災とかをコントロールするような考えがあるのか、或いはこれで基本的には対応しないのかお聞きしたい。

山島会長

例えば、火災で市街地に燃え広がらないようにするということであれば、防火地域や準防火地域を指定することになります。ただ、防災指針とは少し違う考え方になると思います。

もし住宅が密集しているような場所であれば、鹿沼の場合どういうふうに指定されているかわかりませんが、準防火地域の指定があると思います。そういう規制をするかしないかは、防災指針というよりも行政上そういう問題が出てきたときに、どこにどう防火関連地域を指定するかと言う議論になる。

危険なところがあれば、市議会でここが危険だから指定しろと、そういう議論になるかもしれませんけれど、この防災指針で考えているのは自然災害ですので、火災を取り扱うのは難しいと思います。他市でも、やっているところはあまりないと思います。

私が質問です。58ページで、3メートル以上のところを除くということで、3メートルの想定浸水想定区域っていうのはどこかに図示がありますか。

都市計画課都市計  
画係 竹澤主事

見づらくなつて申し訳ありませんが、58ページの図中に浸水深3メートル以上となるところについて図示をしております。また、防災指針の分析の中で、例えば89ページをご覧いただくと、人口分布と洪水浸水想定を重ねておりますが、図上確認が難しくなっております。

浸水深3メートル以上の部分の分析結果については、現状水路になっている場所、せせらぎ水路等、既存で水が流れている部分が多く抽出されました。

一部、水路以外の場所もありましたが、現状宅地としての利用がない地点でしたので、今回浸水深3メートル以上の部分を居住誘導区域から除外することについては、差し支えないという判断をいたしました。

本分析では見づらいものになってしまっておりますが、市から配布しておりますハザードマップで確認はいただけるようになっております。

高内委員

110 ページ、目標値ということで、防災士登録者数について 10 年で 126 人から 1200 人という目標があると思います。それをどのような形で実現するかという点において、もし防災士になろうとしたときは、どのような方法でなれるのか、わかつていれば教えてください。

都市計画課都市計  
画係 竹澤主事

防災士につきましては、日本防災士機構で認定している資格です。資格の取得方法につきましては、講習と試験の受験です。ちょうど昨日、一昨日鹿沼市でも実施されました。市から一部補助も出ております。2 日間の講習を受けていただき、講習最終日に 30 間の試験で 8 割以上の正答があつた方が、防災士の登録ができます。

試験と併せて、救急救命講座の受講も必要となっており、受講証明書を合わせて提示することで、初めて防災士として登録されます。

佐藤委員

資料 2 の 107 ページ、防災上の方針で、エリアごとにそれぞれリスクを回避したり、軽減したりと記載がありますけど、「回避」と「低減」について、定義の解説をお願いしたい。

「回避」は 1 か 0 かでゼロにするということを指定し、「低減」の場合は量を減らす問題という事がと思いますがいかがですか。

井戸都市計画課長  
補佐

例えば、「土砂」にある、リスクの回避について、総合的な土砂災害等の対策の推進というのは、急傾斜地への対策など想定しております。回避という表現としては、先ほど委員が言われたように、0 か 1 かということです。急傾斜地の対策については、事業化して実施しておりますので、これを回避するための事業、取組みを進めていくという表現になっております。

その上段、リスクの低減について、空き家の適正管理等における安全性の向上というのは、今、空き家対策として都市建設部で実施している事業あります。こちらは、空き家を所有されている所有者がいらっしゃることから、実施に行政だけでは難しいところもあるので、こちら公民連携しながら進めていくということで、リスクを低減するような方針の取り組みを実施しております。

洪水については、別の会議ですけれども、安全性の高い土地利用の推進ということで、今回立地適正化計画の居住誘導区域から除外することによって、これを回避するための方策として示しております。

山島会長

黒川は一級河川ということで県管理なので、県の協力が必要ですね。特に川が周囲より高くなっている部分も多く、鹿沼市のアキレス腱ともいえます。

塩田委員

県として、黒川については、堆積した土砂の撤去等を実施しています。リスク

の回避としては、内水の問題もありますが、外水として黒川自体の流れについては安全性を高めることで進めております。

駒場委員

私は、出身が栗野地域ということとして、昨年6月に市議会議員になったのですけども、その前は市の職員でした。職歴では、税務課が長く、固定資産や都市計画税に携わっており、土地のことはある程度知っているつもりではあります。

この都市計画審議会は入れ替わりがあったりする中で、当初の都市計画審議会の中で、この立地適正化計画に栗野地域を除く、宇都宮計画区域だけにしたことについての、議論や経緯について知りたいと思います。

山島会長

栗野地域を立地適正化計画の区域に含めることについてそれほど議論にはなっておりません。理由として、この計画は市街化区域でどこに居住や都市機能を誘導するかという性質の計画です。栗野は線引き都市計画区域ではないため、この議論にはなりにくい。

都市計画審議会自体としては、栗野都市計画の区域も議論はしますが、この立地適正化計画としては、線引きしている区域を原則として対象にしていくことで、議論の余地がなく、宇都宮都市計画の中の市街化区域、線引きがされているエリアを大前提という形で作ったわけです。

駒場委員

都市計画審議会の委員は入れ替わることもあり、都市計画というのは、今の人口減少の時代で、変わらないということでもないのかなと思うのです。

山島会長

議論して変えればいいわけです。

ただし、線引きで言うと「市街化区域のエリアをもっと広げてどこでも開発ができるようにしたらどうだ」という議論は無理なのですね。それは人口フレームがあって、人口が増えないので、市街化区域を増やしていくというのは、制度上も難しいですし、農業サイドからも認められない。

しかし、理屈が通れば当然都市計画審議会の議論で都市計画は変更されていくということになります。

中里委員

農業関係の取り組みについて、鹿沼市内に玉田地区というところがあるのですがけれども、そこで圃場整備を40ヘクタール程度計画しています。

その中で、田んぼは皆さんご存知の通り、雨が降った際に水を蓄える機能があり、降った雨を蓄えて少しづつ排水し、急激に水量の増加を防ぐ「田んぼダム」というのを計画しているところです。これから実施ということで、今、地域の皆さんと事業を進めているところですのでご紹介します。

山島会長

防災にはそういう機能も大切ですよね。埼玉の方へ行くと、田んぼがないので、何か開発する際は、事前に調整池を作らないと開発ができないのですね。

農地関連のプロジェクトとして、鹿沼市は農地が多いので、田んぼダムがうまくいけばかなりこのリスクの低減化、この浸水想定が少し減るかもしれない。よろしくお願ひます。

片庭代理委員

先ほど浸水深3メートルを超える部分については、さほど数がないため、居住促進区域から外しても問題がないと説明がありました。

浸水の想定として、黒川周辺というのがはつきりしているというのはわかりますが、その他の河川についての分析について聞ければ。

山島会長

今回防災指針による分析については黒川を中心にして議論になります。

浸水深3メートルというのは、最大3メートルということなので、実際は2メートルか1メートルかわからない。また、洪水時は直ぐに水位が上がるわけではない。実際、私が前に在籍していた大学の近傍で、2019年の台風の際に宇都宮市の田川があふれたことがあります。その時は、1階の窓の半分ぐらいまで、水位が上がりました。ただ、死者が出たわけではなく、徐々に水位が上がったため、その間に避難ができた。よって、垂直避難というには、徐々に水位が上がるのがわかれれば、逃げることが可能になるということで、防災指針の中で、市の方から連絡して避難を誘導すれば対応できるということです。

鈴木（節）委員

ちょっと本筋の議論かられるかどうかわかりません。

資料1のところの、私が住んでいる南押原地区で、資料の中の図、一番下の楡木駅から南、国道293号と352号の二股に道路が分かれる部分、それをふさぐような形で、高速道路があります。それで、2019年の水害の時、この高速道路が、せき止める形になり浸水被害が発生しました。高速道路にはボックスがあり、そこから水が抜けて、被害が拡大した部分もあると考えられます。

そういうことがあって、この図面で、その被害があった周辺地域について、「許可基準の緩和」という表現がされています。そういうことについて分析、評価がされているのか教えていただきたい。

都市計画課都市計  
画係 竹澤主事

防災指針策定の際に、浸水想定区域等の分析を行っている中で、今ご指摘のあった高速道路周辺については、浸水が概ね0.5メートル未満あるいは0.5から3メートル未満と分析しております。ただ、こちらは外水の分析であり、内水部分までは分析できていない部分もあり、内水も含めて実際に被害があったというところまでは正直見られていなかった部分ではあります。外水中心に分析をした結果、その周辺では浸水想定が上がってないというのが結果の考え方です。

若林委員

防災のことを考えたとき、前回の水害の際、私の家はちょっと低いのですが、一気に水位が上がり逃げ出しました。

一番恐ろしいのは山奥、山野に住んでいますので、材木が山から流れてくる、また、水がどこから入ってくるかわからない。あつという間にもうどこの隙間も入ってきて水位が上がるのが早い。

山島会長

前回の水害時は、宇都宮の中心地も多く浸水しました。まさか田川が溢れていとは思わない。道が川になって様々なものが流れていきましたね。

大丈夫だと思ってもやっぱり気をつけることが大事です。

竹澤委員

再度、防災士についてお伺いしたい。一回取れば更新は必要ないのですか。

また、一緒に救命救急の講習会を受講することが条件と言われましたが、この講習会の受講も、2年に1回あるいは3年に1回の受講義務はないですか。

都市計画課都市計  
画係 竹澤主事

基本的には一度登録されると、その後の更新は必要ないものとなります。

登録時点で過去5年までにその講習を受講しているかが、防災士登録の条件になっているので、救命救急の講習会の継続とは別の話になると考えられます。あくまでも登録時点で、過去5年の間に救命救急の講習を受けていない場合、今回のタイミングで受講していただくことで、条件を満たし、登録ができるようになります。

竹澤委員

消防団の方は有利になるということですね。

山島会長

それでは、いろんな意見がありましたけれども、立地適正化計画の変更について諮問されておりますので、これについてご異議があるかどうか。お諮りしたいと思います。

塩田委員

内水に関する分析は先ほどないという話が出たのですけども。指針の中には外水のものしか入っていないと思うのですが、内水に関する分析についてはどのようにされていますか。

井戸都市計画課長  
補佐

内水につきましては、今回の立地適正化計画の中で、防災に対する指針を、立地適正化計画のエリアの中で示すのが今回の目的になっております。

それ以外の内水やもちろん外水、そのほかの土砂崩れや、洪水などの対策については、国土強靭化地域計画や、地域防災計画が主になって、皆様の安全に対す

る備えを検討していくものになります。

山島会長

防災自体は当然市の施策としていろんなものをやっていく。これ、立地を適正化するという意味でどういうエリアにしていくかというものです。

それでは異議なしということでよろしいでしょうか。それでは原案通り異議なしということで答申をいたします。

これからは、その他でいろんなご意見があれば出していただきたい。

鈴木（毅）委員

鹿沼市のコンパクトシティネットワークについて、どういう形でコンパクトシティのネットワークなのかという点について教えてください。

宇都宮は理解できるのですが、鹿沼についてはネットワーク部分がないと思っています。

山島会長

宇都宮はわかりやすい。LRT があり、それが軸として拠点を作つて、その間をつなげましょうという形です。

鹿沼では、鹿沼駅と新鹿沼駅、この中心地と拠点としては幾つか。コンパクトシティプラスネットワークっていう言葉は、国が作ったのです。都市をコンパクトにしてまとめて、そこをつなげましょうということです。

鹿沼がそれに当たってないっていうことではなく、これ実現するためにコンパクトというか中心が決まっていますね。

鈴木（毅）委員

駅が 2 つしかないのに、国の指針による名称だからといって、それにしても当てはまらないと思う。

井戸都市計画課長  
補佐

鹿沼市の都市計画マスターplan がございます。立地適正化計画と同等の計画です。こちらの中でもネットワークを謳っております。公共交通について、先ほど中心となる鉄道駅が 2 つしかないということですけれども、実際には鉄道に加えて、そこにアクセスしているバスを含めた公共交通について鹿沼市地域公共交通計画を策定しております。この中では、市の中心部と、コミュニティセンターや鉄道駅への連絡、そういうものを、バスを含めた公共交通でネットワークとして形成しようとしております。

総合計画の中でも、重点プロジェクトの 2 として、「上手に縮む多核連携型拠点形成」プロジェクトがあり、その中でネットワークに取り組んでいくこととしております。

鈴木（毅）委員

そうするとコンパクトシティとはならないですよ。みんな繋がるから。

山島会長

コンパクトというのは拠点とその間をつなげていくってことですから、すべて同じようにするのではなくて、拠点があってそれをバスなどの公共交通によって繋ぐというのが考え方になります。

コミュニティセンターのような拠点を持って、機能をそこに集約していくというのが、コンパクトですね。

まさに立地適正化で居住誘導というのも、コンパクトにするためです。そこへ人を集めます。この立地適正化計画自体がコンパクト化を目指しているわけです。

鈴木（毅）委員

国の指針でコンパクトネットワークはわかりますが、それで郊外で住宅が建築できないかというと、実際には建築ができるわけです。

居住促進区域にももちろん建てる事はできるけれども、郊外に建てる事を駄目とは言っていないし、実際建てているわけですね。必要書類を書けば、建築確認がおりるわけなのですよ。そうすると、何のための居住促進区域なのかという点がわからない。

山島会長

誘導するという点で、例えば、居住促進区域ではないところで建物を建てるときは、届出が必要です。

届出をするということは、それに対して行政的に指導できるわけです。今までにはなにもできなかつたものが、立地適正化計画ができたことで、居住促進区域の外に家を建てる人に対して、行政的に話ができるようになったというのが変わった点です。もともと建てられるところに建ててはいけないという規制は、できないですが、少なくとも話をして、こちらの方に住んだら進んだらどうですかという風に言えるようにしたというのがこの意味です。

これでそれが全部対応できるかというと、話をした結果建てると言われてしまうと、それ以上の指導はできませんけれども。

鈴木（毅）委員

僕の知る限りでは、その指導はまずない。

どこに建てるかは、民主主義だからそれは自由です。ただ、居住促進区域だからこっちはいい、そうでない場所は駄目とは言わないですよ。それが届出さえ出せば、何ら変わらないのではないかですか。

山島会長

そこは届出を出した時に指導として、こっちの方がいいのではないですかってことを言う、誘導ができる。

鈴木（毅）委員

誘導するとしても、その建てる方というのは、銀行とローンの相談をしていくわけだから、そこでは駄目ですとは行政は言えないですよ。だから、何かあまり意味がないのではないかと、僕はそういう感じがするのだけど。

山島会長	コンパクトにするというのは、都市機能を郊外に自由に立てるのではなく、郊外には機能を持っていかずにはコンパクトにしていく。 本当に規制をやろうとしたら、調整区域にするしかない。
鈴木（毅）委員	宇都宮市は旧河内町と旧上河内町の都市計画区域の線引きまで変更しているわけですね。そういうことが他の市町でできるのに何で鹿沼市はやらないのかということです。
山島会長	都市計画の変更については、対象になる住民がどう理解していたかですね。
鈴木（毅）委員	どう理解すればいいのかということについて、例えば茂呂地区の工業専用地域を変えて欲しいです。住宅が建たないところに住んでいる人がいるからです。結果、建替えができなくなってしまう。 逆に、そこしか土地がない人に対して、居住誘導区域への移転支援まで行政がやっているかというとやっていない。60年間そのままです。
山島会長	そこを工業専用地域にする際は、地元の理解を経て工業専用地域にしている。住宅は建築できないという区域にしたわけですから、工業専用地域を指定したという時に指定されたら、そこはもう家を建てられない土地になるということです。既存不適格はそのままになります。
鈴木（毅）委員	工業専用地域に指定したからには、ちゃんと都市計画道路をはじめとしたインフラを整備する必要がある。2024年問題で、運送業者がこれから休憩時間を取りなくちゃいけないから、インター付近でも運送事業ができる場所にする必要がある。現状では、道路が狭いからトラックが入れない場所も多く、工業専用地域の意味をなしていないと思います。道路が広がらないから、企業を誘致したくともできないです。 また、工業専用地域には農地が多くあります。相続税が払えなくて、猶予を繰り返し、相続税を上手く延納しているわけです。
山島会長	工場を建築できるようにするとか、まちをどうするかというのは、いろんな議論をして決めていく話だと思うのですね。農業地域だったところを、工場地帯にしましようということであれば、そこをまた都市計画の中で議論して、道路を考えていけばいいわけです。
鈴木（毅）委員	現状の工業専用地域には道路を整備すればよいと考えます。幅員が十分ある道

路に面することで、大型のトレーラーも運用できるようになる。そういう状況があるということは頭においていただきたい。

山島会長

都市計画としてどうしていくかっていう議論は、この場で大いにやっていただければ。

高内委員

その他として、立地適正化に関する議論かはわかりませんが、道路防災減災対策の推進で、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するというのがありました。

これはもうすでに決まっている高規格道路というか、それに対応する道路があるのか、新たにこれから整備するのか。もあるのであれば、防災減災対策というのは、具体的にはどういうのを考えているのか、それがどこまで立地適正化計画が踏み込んでいくのか、わかれば教えてください。

山島会長

道路は既存の中で都市計画決定されているとか、予定がある道路の整備するのか、新たに道路計画を決めていくのかということですね。

井戸都市計画課長  
補佐

防災指針の中で、どこの道路を整備していくとか、そういったことはありません。国土強靭化計画とか地域防災計画の中に謳っているものから転記している部分がほとんどです。

緊急輸送道路等、災害時の守らなければいけない交通ネットワークについては、現在ある道路を主として指定されています。また、それに対して災害時に交通ネットワークを確保するための措置、例えば緊急輸送道路に指定された橋梁については耐震化を保つことというような国の指針が出ておりますので、そういうふた取り組みというのは、防災指針に定めずとも適宜実施しております。

よって、改めて防災指針の中で、特出した道路整備や減災対策については記載をしておりません。

佐藤委員

鈴木委員と、基本的なスタンスや考えは同じでありますし、行政からいろいろな計画とか、キャッチフレーズが出るのですが、実態が伴っていないなど、実行がやはり遅れている面があると思います。都市計画と言う割にはもうむしろ何も計画していないのではないかという物足りなさを感じます。

例えば資料1を見ると、JR鹿沼駅東側が都市機能誘導区域になっていますが、具体的にどのような施設を誘導するかが見えない。区画整理だって、鹿沼市は、何年も行われていないという現状でしょうし。

工業専用地域などにしかるべき整備をしないから、言っているだけということになってしまっていて、10年20年スパンでの成長させていくような、グランドデ

ザインのようなものなく、物足りないということを意見として出したいと思います。

山島会長

グランドデザインは都市計画マスターplanです。実施・実現については、県の事業や補助金の関係などがいろいろあって、なかなか難しい部分もあります。都市計画審議会は、そういうグランドデザインであるマスターplanをどのようにしていくかという議論をする場でもあるわけです。

佐藤委員

マスターplanが上位にあるということですが、それが言っているだけなのではないかということです。JR鹿沼駅東側にしても、都市機能誘導まで言っているので、どんなものを構想して、コミュニティセンターを持ってくるとか、区画整理するとか、駅の東口を作るとか、そういうアナンスがないので、やはり物足りないと感じます。

計画を柔軟に、将来見据えて見直してやっていくという点についても、感じないものがあります。今日は防災指針の追加をするという議論でありましたが、今は自由討論ということなので、物足りないということだけ申し上げておきます。

塩田委員

今回作りました防災指針について、市の方で、市民の方に広く周知していただきたい。周知することで、どんなことをやっているかというのが市民の方もわかると思います。

山島会長

3月にできたら当然、公表していって欲しい。

他にいかがでしょうか。よろしければ、事務局にお返しします。

井戸都市計画課長  
補佐

山島会長、円滑な移行本当にありがとうございました。

また皆様貴重なご意見いただきまして本当にありがとうございました。いただいた意見を今後検討の中で、盛り込みながら、実態に即した形で検討していかなければと思います。

以上をもちまして、第41回計画審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

議事録を証するため署名する。

会長 山島哲夫

署名委員 竹澤 靖

署名委員 若林泰三

